

○田川地区清掃施設組合職員定数条例

昭和 58 年 8 月 1 日

条例第 4 号

(職員の定義)

第 1 条 この条例において「職員」とは、田川地区清掃施設組合に常時勤務する一般職の職員
「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 3 第 4 項の規定により、常時勤務を
要する職員に欠員が生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員を
除く。)」をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、24 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年条例第 3 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 6 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(令和 2 年条例第 8 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(令和 3 年条例第 2 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。